後方地域捜索救助活動の実施に関する訓令を次のように定める。

平成11年8月24日

防衛庁長官 野呂田 芳成 重要影響事態における捜索救助活動の実施 に関する訓令

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成 11年法律第60号。以下「法」という。)に基づく 捜索救助活動の実施に関し必要な事項を定めるものと する。
- 2 捜索救助活動の実施に関しては、法並びに法第4条 第1項に規定する基本計画及び法第7条第1項に規定 する実施要項に基づくほか、この訓令の定めるところ による。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 捜索救助活動 法第3条第1項第3号に規定する 捜索救助活動をいい、救助した者の応急手当及び遭 難の発生に備えてあらかじめ部隊が一定の場所に待 機することを含む。
 - (2) 捜索救助指揮官 法第7条第1項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛艦隊司令官、航空総隊司令官又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第22条第2項の規定により編成された特別の部隊の長をいう。
 - (3) 実施部隊指揮官 航空群司令、海上自衛隊の船舶をもって組織された部隊の長及び航空方面隊司令官であって、捜索救助活動の実施を命ぜられたもの又は前号の特別の部隊の長から捜索救助活動の実施を命ぜられた部隊の長をいう。
 - (4) 陸上総隊司令官等 陸上総隊司令官、方面総監又 は陸上自衛隊航空学校長をいう。

(5) 合衆国軍隊等 法第3条第1項第1号に規定する 合衆国軍隊等をいう。

(実施の態勢等)

- 第3条 捜索救助指揮官は、防衛大臣の命を受け、捜索 救助活動を実施するものとする。
- 2 捜索救助指揮官は、指揮下にある実施部隊指揮官を 指揮し、これに捜索救助活動を実施させるものとする。
- 3 日本全土及び沿岸海域(外国の領域を除く。以下同じ。)において捜索救助活動の対象となる遭難が発生した場所又はその付近に所在する部隊等(以下「所在部隊等」という。)の長は、当該遭難の発生を知ったときは、直ちに、その旨を次条第1項に規定する区域調整官に通報しなければならない。

(捜索救助管轄区域及び区域調整官)

第4条 日本全土及び沿岸海域を数個の捜索救助管轄区域に区分し、それぞれの捜索救助管轄区域に当該区域内で捜索救助活動を実施することとされた場合の統括者として区域調整官を置く。

- 2 区域調整官は、実施部隊指揮官のうちの航空方面隊 司令官をもって充てる。
- 3 第1項の捜索救助管轄区域及び区域調整官は、統合 幕僚長の上申に基づき防衛大臣が定める。

(指揮系統の特例)

- 第5条 捜索救助指揮官たる自衛艦隊司令官及び航空総 隊司令官は、日本全土及び沿岸海域における捜索救助 活動に関し、必要に応じ、当該捜索救助指揮官の属す る海上又は航空自衛隊の指揮系統外の部隊等の長を指 揮することができる。
- 2 方面総監は、捜索救助活動に関し、必要に応じ、その警備区域に所在する指揮系統外の陸上自衛隊の部隊等の長を指揮することができる。
- 3 区域調整官たる実施部隊指揮官は、自己の捜索救助管轄区域内における捜索救助活動に関し、当該区域に 所在する航空自衛隊の救難隊を指揮することができる。
- 4 航空群司令は、捜索救助活動に関し、必要に応じ、 海上自衛隊の硫黄島航空分遣隊を指揮することができ

る。

(協力の依頼)

- 第6条 捜索救助指揮官は、日本全土及び沿岸海域における捜索救助活動に関し、必要に応じ、当該捜索救助指揮官の属する海上又は航空自衛隊の指揮系統外の部隊等の長に協力を依頼することができる。この場合において、当該依頼を受けた部隊等の長は、できる限り、これに応じなければならない。
- 2 捜索救助指揮官は、日本全土及び沿岸海域における 捜索救助活動に関し、必要に応じ、他の捜索救助指揮 官に協力を依頼することができる。この場合において、 当該依頼を受けた捜索救助指揮官は、できる限り、これに応じなければならない。
- 3 実施部隊指揮官は、日本全土及び沿岸海域における 捜索救助活動に関し、必要に応じ、他の実施部隊指揮 官に協力を依頼することができる。この場合において、 当該依頼を受けた実施部隊指揮官は、速やかに、その 旨を捜索救助指揮官に報告し、当該報告を受けた捜索

救助指揮官は、できる限り、協力を行うものとする。

- 4 実施部隊指揮官は、日本全土及び沿岸海域における 捜索救助活動に関し、必要に応じ、陸上総隊司令官等 に協力を依頼することができる。この場合において、 当該依頼を受けた陸上総隊司令官等は、できる限り、 これに応じなければならない。
- 5 区域調整官たる実施部隊指揮官又は次条第3項の規定により区域調整官の権限の一部若しくは全部の委任を受けた所在部隊等の長は、捜索救助活動に関し、必要に応じ、海上自衛隊の硫黄島航空分遣隊及び航空自衛隊の救難隊以外の部隊等の長に協力を依頼することができる。この場合において、当該依頼を受けた部隊等の長は、できる限り、これに応じなければならない。(区域調整官の権限)
- 第7条 区域調整官は、その捜索救助管轄区域内において捜索救助活動を実施する部隊等の行動に関し必要な調整をすることができる。
- 2 区域調整官は、必要があると認めるときは、前条第

- 5項の規定による協力の依頼に応じて捜索救助活動を 実施する所在部隊等の長の行動に関し必要な調整をす ることができる。
- 3 区域調整官は、必要があると認めるときは、前条第 5項の規定による協力の依頼に応じて捜索救助活動を 実施する所在部隊等の長と協議の上、その権限の一部 又は全部を委任することができる。

(区域調整官の指定)

第8条 捜索救助活動の対象となる遭難が発生した場所 が2以上の捜索救助管轄区域にまたがる場合は、航空 総隊司令官が、前条に規定する区域調整官としての権 限を行使する者を指定する。

(拡大通信搜索等)

- 第9条 統合幕僚長は、次の各号に掲げる業務を行うも のとする。
 - (1) 拡大通信搜索
- (2) 捜索救助活動に関する情報の収集、評価及び伝達 2 統合幕僚長は、前項各号に掲げる業務の一部をその

指定する者に行わせることができる。

(連絡調整熊勢等)

第10条 統合幕僚監部は、捜索救助活動が実施される場合において、当該捜索救助活動に係る自衛隊と合衆 国軍隊等との間の連絡調整、陸上自衛隊、海上自衛隊 又は航空自衛隊のいずれか2以上のものの間の連絡調整、情報の収集整理及び配布その他防衛大臣が必要と 認める事項を行うものとする。

(捜索救助活動の中断等)

第11条 捜索救助指揮官は、捜索救助活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合(既に遭難者が発見され、当該遭難者の救助を開始しているときであって、実施部隊等の安全が確保されている場合を除く。次項において同じ。)には、当該捜索救助活動を実施している実施部隊指揮官に対し、速やかに当該捜索救助活動を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を

回避することを命じるとともに、その状況を統合幕僚 長を経て防衛大臣に報告し、法第7条第4項において 準用する法第6条第4項の規定による防衛大臣の措置 その他防衛大臣の指示を待つものとする。

- 実施部隊指揮官は、捜索救助活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、速やかに当該捜索救助活動を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、その状況を捜索救助指揮官に報告し、前項の防衛大臣の措置その他防衛大臣の指示を待つものとする。
- 3 捜索救助指揮官又は実施部隊指揮官は、第6条の規定による協力が行われている場合において、前2項の措置をとったときは、直ちに、その内容を同条に規定する部隊等の長、実施部隊指揮官、陸上総隊司令官等又は所在部隊等の長に通知しなければならない。

(戦闘参加者以外の遭難者の救助)

第12条 捜索救助指揮官は、捜索救助活動を実施する場合において、法第7条第3項に規定する戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

(武器の使用)

第13条 捜索救助活動の実施に係る武器の使用に関し 必要な事項は、別に定める。

(報告)

第14条 捜索救助指揮官は、防衛大臣の命により、捜索救助活動を終了するものとする。この場合において、捜索救助指揮官は、当該命令を受けるまでの間に実施した捜索救助活動について、速やかに、その内容を統合幕僚長を経て防衛大臣に報告しなければならない。

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕 僚長が定める。

附則

(委任規定)

1 この訓令は、平成11年8月25日から施行する。

2 海上幕僚長及び航空幕僚長は、この訓令の施行の日に、第4条第3項に規定する長官への上申(以下この項において「上申」という。)をしなければならない。ただし、上申をしようとする捜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第56号)第6条第3項の規定により現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨を長官に報告することをもって上申に代えることができる。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 統合幕僚長は、この訓令の施行の日に、第4条第3項に規定する長官への上申(以下この項において「上申」という。)をしなければならない。ただし、上申をしようとする捜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第56号)第6条第3項の規定により現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨

を長官に報告することをもって上申に代えることがで きる。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日省訓第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日省訓第12号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日省訓第21号)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日省訓第39号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日省訓第15号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日省訓第17号) この訓令は、平成30年4月2日から施行する。